

川崎市被災建築物応急危険度判定要綱

平成 29 年 3 月 31 日
28 川ま建管第 3779 号
局 長 決 裁

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、被災建築物応急危険度判定要綱（平成 9 年 10 月 29 日。以下「全国要綱」という。）及び神奈川県被災建築物応急危険度判定要綱（平成 11 年 4 月 22 日。以下「県要綱」という。）を補完し、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、全国要綱で定めるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 判定実施本部 市長である川崎市災害対策本部長（以下「災害対策本部長」という。）が判定の実施を決定した際に、指導部長を判定実施本部長とし、判定業務を統括する本部をいう。
- (2) 判定拠点 判定実施本部の下に設置され、被災した地域毎に被災建築物応急危険度判定コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し判定を行う拠点をいう。

第 2 章 震前体制

(コーディネーターの選任)

第 3 条 市長は、原則として、あらかじめ次に掲げる者をコーディネーターとして選任するものとする。

- (1) 判定士の資格を有する市職員である者
- (2) 判定実施本部及び判定拠点の近隣に在住する者
- (3) 役職が課長補佐以下の者

2 市長は、原則として、年度毎に判定実施本部及び各区毎に 2 名コーディネーターを選任しておくものとする。

3 コーディネーターの変更は、状況に応じて適宜行うものとする。

4 災害発生時におけるコーディネーターの動員については次の各号のとおりとする。

- (1) 川崎市地域防災計画における動員区分は、応急活動要員とする。
- (2) 震前計画及び応急危険度判定マニュアル等に基づき、原則として、実施本部コーディネーターは本庁（まちづくり局指導部）に参集し、各区判定拠点コーディネーターは当該区に参集する。

- (3) 所属における動員の扱いは、判定活動完了まで各所属における文掌事務から外れるものとする。

第3章 実施体制

(判定の実施等)

- 第4条** 災害対策本部長は、地震により多くの建築物が被災し、余震等により二次災害のおそれがあると判断した場合、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、地震災害に備え、判定実施本部の体制等について、震前計画及び応急危険度判定マニュアル等を活用し、あらかじめ整備しておくものとする。
 - 3 判定の実施が決定した場合、コーディネーターはあらかじめ配置された実施本部または判定拠点に参集するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(川崎市被災建築物応急危険度判定コーディネーター選定要綱の廃止)
- 2 川崎市被災建築物応急危険度判定コーディネーター選定要綱（平成10年9月14日）は、廃止する。